

G7データ保護・プライバシー機関 ラウンドテーブル



個人情報保護委員会

第5回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル

会議の概要

開催日	2025年6月17日（火）～19日（木）
場所	カナダ・オタワ
主催者	カナダプライバシー・コミッショナー事務所（OPC）
参加者	G7各国のデータ保護・プライバシー機関（DPA）の委員長級 並びに関連国際機関（OECD、INDRC、GPA及びAPPA（※））の代表者
概要	「デジタル時代におけるプライバシーの提言：信頼される明日のための今日における共同行動」をテーマに ・DFFT、先端技術及び執行協力の各作業部会における取組の中間報告について議論 ・コミュニケ及び声明を採択
成果文書	・コミュニケ ・「プライバシーの優先による責任あるイノベーションの推進及びこどもの保護」に関する声明
その他	・冒頭、カナダの研究者2名より、データガバナンスに不可避免的に大きな影響を及ぼす量子コンピューティングやAIに関する最新の研究動向を聴取・共有した上で、各作業部会の中間報告及び声明・コミュニケについての議論を実施。 ・6月20日（金）に、カナダOPCが、本ラウンドテーブルのサイドイベントとして、「2025 OPC Privacy Symposium」を開催。 ・「デジタル時代における若者のプライバシー」をテーマに、専門家や若者が、データプライバシーに関する自身の経験やニーズ、AIが若者に与える影響、教育技術及びデジタル社会における児童の最善の利益についての意見を共有するイベント。 ・当委員会を含むG7DPAの委員長級その他、カナダの各州プライバシーコミッショナー、政府関係者に加え、研究者その他の専門家や若者など広く一般からも参加。 ・イベントを総括する最後のパネルセッションに、手塚委員長が登壇。



12月に、オンラインでフォローアップ会合（各作業部会の成果物及び行動計画を発出）を開催予定。

（※）

OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構）

INDRC（International Network for Digital Regulation Cooperation：デジタル規制協力に関する国際ネットワーク）

GPA（Global Privacy Assembly：世界プライバシー会議）

APPA（Asia Pacific Privacy Authorities：アジア太平洋プライバシー機関）

第5回G7 DPAラウンドテーブルの各国委員長級出席者



①	(EU・EDPS) セルベラ・ナバス事務局長 European Data Protection Supervisor ～欧州データ保護監察機関～	⑥	(フランス・CNIL) マリー・ローラ・デニ委員長 Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés ～情報処理と自由に関する国家委員会～
②	(イギリス・ICO) ジョン・エドワーズ委員 Information Commissioner's Office ～情報コミッショナーオフィス～	⑦	(EU・EDPB) アヌ・タルス議長 European Data Protection Board ～欧州データ保護会議～
③	(アメリカ・FTC) メリッサ・ホリヨーク委員 Federal Trade Commission ～連邦取引委員会～	⑧	(個人情報保護委員会) 手塚 悟委員長
④	(イタリア・Garante) パスクアーレ・スタンツィオーネ委員長 Garante per la protezione dei dati personali ～個人データ保護当局～	⑨	(ドイツ・BfDI) アンドレアス・ハルトル副委員 Der Bundesbeauftragte für den Datenschutz und die Informationsfreiheit ～連邦データ保護・情報自由監察官～
⑤	(カナダ・OPC) フィリップ・デュフレーヌ委員 Office of the Privacy Commissioner of Canada ～カナダプライバシー・コミッショナー事務所～		

三つの作業部会の取組

- **DFFT (Data Free Flow with Trust : 信頼性のある自由なデータ流通) 作業部会** (共同議長国 : 英ICO、独BfDI)
DFFTの推進に係る既存の取組について総括するとともに、G7DPAの戦略的なビジョンとして、DFFTを具体化するための実務的なステップを検討。
- **先端技術 (Emerging Technologies) 作業部会** (議長国 : 英ICO)
①家庭用端末のオンライントラッキング技術の利用に伴う重要な懸念、②事業者等が先端技術を提供するテクノロジーベンダーを評価する際のベストプラクティス、③AIエージェントを含む、AIに関する各国のアプローチについての知識共有と能力開発、について検討。
- **執行協力 (Enforcement Cooperation) 作業部会** (共同議長国 : 当委員会、米FTC)
①当委員会主導により、G7の各DPAにおける将来又は進行中の調査案件について、法執行の結果及びベストプラクティスに関する適切な情報の共有を通じて、共通する政策課題及び合理的な解決策を特定するための執行事例共有フォーマットを作成し、②アメリカFTCの主導により、G7DPA間における多国間の執行協力を支援する既存の実務について詳述する報告書を作成。

今後に向けて

- 今回採択された、「プライバシーの優先による責任あるイノベーションの推進及びこどもの保護」に関する声明を考慮し、プライバシー保護アプローチについて、あらゆる技術の設計、開発及び導入において対応するよう推奨。
- 信頼強化及びイノベーション支援のため、共有されたG7DPAのコミットメントを再確認し、関連機関等とも協力しながら、G7DPAの集団的な行動により、将来の安全なデジタル環境を形成することに貢献。

「プライバシーの優先による責任あるイノベーションの推進及びこどもの保護」に関する声明

【責任あるイノベーション】

データ主導の大きなイノベーションの時代において、自分のデータが保護され、合法的かつ責任を持って使用されているとの信頼が得られる「責任あるイノベーション」こそが、経済的、社会的及び公益的に重要な利益をもたらし、成長の原動力となる。

【市場における信認と個人の信頼を得るためのプライバシー優先】

事業者が新たな技術やサービスの設計、開発及び導入といったテクノロジーのライフサイクル全体を通じ、プライバシーを優先することで、デジタル社会における信頼が生まれ、個人は、適用され得る権利や合理的な期待等が尊重されていると認識することができる。

それにより、新たな技術及びサービスの利用が促進され、事業者は費用対効果の高い方法で市場におけるチャンスをつかみ、イノベーションを開花させることができる。

【プライバシーを優先してこどもを守る】

こどもは新技術に伴う弊害に対して特に弱いといえるが、「児童の最善の利益」の保護を考慮することは、「責任あるイノベーション」の重要な要素であり、こどもがデジタル世界に完全に参加できるように、オーダーメイドされた強力なプライバシー保護を実施する必要がある。

【実務におけるプライバシー優先】

プライバシー・バイ・デザインの実践を採用することにより、事業者が責任あるイノベーターとして行動することを奨励する。